

特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表

令和7年8月公表

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第6項に基づき、特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況について、次のとおり公表します。

1 女性職員の割合に関する事項

目標1 平成37年度までに女性消防吏員を全職員115人の約5%にあたる6人以上とする。

各年度4月1日現在

項目	目標	令和5年度	令和6年度	令和7年度
全職員	—	112人	114人	114人
女性職員	6人	4人	4人	3人
割合	5%	3.6%	3.5%	2.6%

○女性職員が使用する施設整備を実施し、女性職員が仕事しやすい環境の改善を図っております。

2 職員の勤務環境の整備に関する事項

(1) 子育て目的の休暇等の取得促進

目標2 女性職員は、引き続き育児休業取得率100%を継続し、男性職員は、平成37年度までに妻が出産する場合の特別休暇及び育児参加のための特別休暇について、3日以上の子育て休業取得率を30%とする。

ア 女性職員の育児休業取得率

項目	目標	令和5年度	令和6年度
該当職員	—	0人	0人
育児休業取得者	—	0人	0人
取得率	100%	0%	0%

イ 育児参加に係る特別休暇の取得率

項 目	目 標	令和5年度	令和6年度
該 当 職 員	—	8人	8人
3日以上の休暇 取 得 者 数	—	6人	2人
取 得 率	30%	75.0%	37.5%

○引き続き、育児休業及び特別休暇（育児参加休暇等）の制度の取得について職員への周知徹底を図ります。

（2）年次休暇の取得の促進

目標3 年次休暇を取得しやすい環境を整備し、年次休暇取得率を10%向上させる。

項 目	基 準 値 平成28年	目 標	令和5年	令和6年
取 得 日 数	903日	—	1234日	1304日
取 得 率	40.4%	50.4%	53.5%	58.1%

○引き続き、各所属の実情に応じた計画的な取得と休暇を取りやすい職場環境を目指します。